



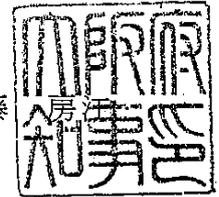
環指第239号

平成12年8月3日

大阪府環境審議会

会長 相賀 一郎 様

大阪府知事 齊藤



化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画  
及び総量規制基準について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素及び磷に係る第5次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成8年大阪府告示第1243号）の改定並びに窒素及び磷に係る総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めます。

( 説 明 )

総量規制制度は、昭和 53 年 6 月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として、昭和 55 年に第 1 次 C O D 総量規制が実施され、現在、平成 11 年度を目標とした第 4 次 C O D 総量規制を実施中です。

この経過を踏まえて、中央環境審議会の「第 5 次水質総量規制の在り方について（答申）」（平成 12 年 2 月）において、

- ・大阪湾においては、負荷量の削減に応じて C O D が低下する傾向がみられ、総量規制の実施は水質悪化抑止の効果をもたらしたこと。
  - ・しかし、指定水域の水質汚濁の状況をみると、有機汚濁の指標である C O D の環境基準の達成率は満足できる状況になく、また、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う環境保全上の問題が発生しており、一層の水質改善努力が必要であること。
  - ・水質汚濁の要因として、富栄養化による内部生産が挙げられ、窒素・磷濃度と C O D 濃度の間には一定の量的関係が認められること。
  - ・C O D の総量規制制度の実効確保に資するために、併せて窒素・磷についても総量規制制度のもとで計画的に削減を図ることが適当であると考えられること。
- と示されました。

国においては、これを受けて、平成 12 年 2 月に「水質に係る化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法及びに窒素及び磷の総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等の設定」について、中央環境審議会に諮問し、現在同水質部会総量規制基準等専門委員会で調査・検討が行われています。

今後、国において来年 1 月を目途に、平成 16 年度を目標年度とする第 5 次総量削減基本方針を策定し、関係都府県に通知するとともに、調査・検討結果に基づく総量規制基準の値の範囲を定める環境庁告示を改正することとなっております。

関係都府県においては、この基本方針を受け、水質汚濁防止法第 4 条の 3 第 1 項並びに第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、知事が総量削減計画の策定及びそれに基づく総量規制基準を定めることとされております。

つきましては、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素及び磷に係る第 5 次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定、並びに窒素及び磷に係る総量規制基準の設定について、専門的な見地から、貴審議会の意見を求めるものです。